

○一関市芸術文化全国大会高等学校等出場補助金交付要綱

平成20年3月3日

告示第33号

改正 平成22年3月31日告示第55号

(目的)

第1 市内の高等学校及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）の芸術文化活動の振興に資するため、岩手県代表又は東北地区代表として全国大会に出場するために要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(対象大会)

第2 補助金の交付対象とする大会は、アマチュア大会で非営利的なものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 遠征費等の支給を受けて出場する大会
- (2) 企業等が主催する大会又はそれに類似する大会

(対象者)

第3 補助金の交付対象者は、第2に規定する大会に学校代表として団体又は個人が出場する場合で、大会の実施要綱で定める者のうち、一関市内の高等学校等に通学している者（高等専門学校においては、第3学年までの者）とする。

2 前項の団体又は個人は、予選会を勝ち抜いて出場資格を得たものでなければならない。

(対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、第2に規定する大会に出場する者の大会開催地までの往復に要する交通費及び大会期間中に必要と認められる宿泊費とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6 規則第4条の規定による申請は、芸術文化全国大会高等学校等出場補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、原則として大会の開催開始14日前までに、市長に提出するものとする。ただし、申請書受理後の交付対象者の追加は認めない

ものとする。

- (1) 大会出場計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 大会の開催要項
- (4) 出場者名簿
- (5) 予選会等の実績を記載した資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として学校長が行うものとする。

（交付請求）

第7 規則第13条第1項の規定による請求は、芸術文化全国大会高等学校等出場補助金請求（精算）書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、大会終了後速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 大会出場実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 大会等に出場したことを明らかにする書類等
- (4) その他市長が必要と認める書類

（前金払の請求）

第8 補助金の前金払を請求しようとするときは、芸術文化全国大会高等学校等出場補助金前金払請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

制定文 抄

平成20年4月1日から施行する。

改正文（平成22年告示第55号抄）

平成22年4月1日から施行する。

別表（第5関係）

対象	補助金額	限度額
個人	対象経費に2分の1を乗じて得た額	20,000円
団体	対象経費に2分の1を乗じて得た額に第3に規定する対象人数を乗じて得た額又は個人の限度額に第3に規定する対象人数を乗じて得た額のいずれか少ない額	

様式第1号 (第6 関係)

様式第2号 (第6、第7 関係)

様式第3号 (第6、第7 関係)

様式第4号 (第7 関係)

様式第5号 (第8 関係)